

マルチホームのためのPIアドレス 割り当てについて

(社)日本ネットワークインフォメーションセンター
IP事業部 IPアドレス課
鈴木由佳

目次

1. APNIC Open Policy Meeting の報告
2. JPNICでの検討事項
3. エージェントサービスの概要
4. 今後のスケジュール



APNIC Open Policy Meeting の報告³(1)

12th APNIC open policy meeting in Taipei にて、
APNICより以下の内容の提案が行われ、コンセンサスが得られた

「初回の割り振り基準を満たしていないが、マルチホーム接続を行うネットワークに対しての割り当てに関する提案」

※この提案は、初回割り振り基準の変更とあわせて提案された。

APNICからの具体的な提案内容

初回割り振り基準を満たしていないが、マルチホームを必要とするネットワークについては、APNICのPIアドレスの申請を可能とする

その際、以下の要件を満たしている必要がある

1. 既に割り当てられたアドレスでマルチホームを行っている、もしくは、1ヶ月以内にマルチホームを行うことが証明できること
2. それまで使用していたアドレスの返却を行うこと

※マルチホームとは、世界的なインターネットに対して複数の接続を同時に行い、どれか一方をメインにするという使い方をしない場合。



APNIC Open Policy Meeting の報告⁵(3)

- APNICのPIアドレスの割り当てに関する料金については、APNIC非会員用が料金体系適用

– APNIC-071 「APNIC Non-Member Fee Schedule」

- 割り当て手数料 US\$ 8,192.00
- 維持料 US\$ 819.20

JPNICでの検討事項

初回割り振り基準を満たさないが、マルチホームを希望する申請者(組織)に対し、小規模マルチホーム用PIアドレスの申請をAPNICへ取り次ぐエージェントサービスの提供を検討する

エージェントサービスの概要

- PI割り当ての審議をJPNICが行う
⇒JPNICが行うため日本語で対応が可能
- ただしそれ以外の手続きについては、申請者が直接APNICに対し行う
 - 発生する費用の入金
 - アカウムの申請
 - DNSの逆引き登録

今後のスケジュール

- APNICとの調整を含め、今後も継続して検討していく
- 必要に応じて、IP-USERS Open Policy Meeting にて提案も検討

Q&A



質問・問い合わせ

- 初回割り振り基準の変更
- 小規模マルチホーム用割り当て用のエージェントサービスについて

問い合わせ先 query@ip.nic.ad.jp